

消費生活センターの行事の共催及び後援の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費生活センターが行事を共催し、又は後援すること（以下「共催・後援」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 その行事の実施に当たり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 その行事の趣旨に賛同し、開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

(承認基準)

第3条 対象者は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又はこれらに準ずる団体
- (2) ちばし消費者応援団に登録されているもの
- (3) その他市長が適当と認めるもの
- (4) 前各号に掲げる対象者又はその構成員が次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等が構成員である団体
 - ウ 過去3年間にわたって、悪質、重大な法令違反があった者又は団体
 - エ 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認められる者又は団体

2 承認することができる行事は、千葉市民を対象に含み、消費生活及び消費者教育に寄与すると認められる公益性の高いものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる行事については、共催・後援の承認をしないものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 法令、千葉県消費生活条例及び同施行規則に違反するおそれのあるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (5) 特定の団体所属者や自社の顧客のみを対象とするもの

4 承認にあたっては、行事の実施状況の把握等に必要な条件を付するものとする。

(承認申請)

第4条 共催・後援を受けようとする者は、共催（後援）承認申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、行事を開催しようとする日の1か月前までに市長に申請するものとする。

(承認・不承認通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、速やかに承認又は不承認を決定し、承認するときは、共催（後援）承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは共催（後援）不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（承認内容の変更）

第6条 共催・後援を受けた者は、承認を受けた後に、行事の内容について、第3条に規定する基準に係る変更が生じた場合は、速やかに共催（後援）変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

（変更承認・不承認通知）

第7条 市長は、前条の共催（後援）変更承認申請書（様式第4号）を受理したときは、第3条に規定する基準に基づく審査を行い、承認するときは、共催（後援）変更承認通知書（様式第5号）により、承認しないときは共催（後援）変更不承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（承認の取消）

第8条 市長は、第5条及び前条の規定により承認をした場合において、申請者が次のいずれかに該当する事実が判明したときは、当該承認を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段で承認申請を行った場合
- （2）正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した場合
- （3）法令又は決定に付した条件に違反した場合

（取消通知）

第9条 市長は、前条の規定により承認を取り消した場合は、共催（後援）承認取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 共催・後援を受けた者は、当該共催・後援に係る行事が終了した日から14日以内に共催（後援）行事实績報告書（様式第8号）に関係書類を添付し、市長に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

様式第1号

共催（後援）承認申請書

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

住 所

団 体 名

代表者名

電 話

メールアドレス

下記の行事の共催（後援）を承認されるよう申請します。

記

- 1 行事の名称
- 2 共催・後援の種別 （ 共催 ・ 後援 ）
- 3 主 催 者
- 4 日 時
- 5 場 所
- 6 主旨その他

※団体の定款、活動実績、共催（後援）を希望する行事に関する計画書及び予算書を添付の上、申請してください。

様

共催（後援）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった共催（後援）申請については、下記のとおり承認と決定しましたので、通知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 承認行事名

2 開催日時

3 主催者

4 開催場所

5 条件

- (1) 事業は申請書に記載された計画に基づき実施すること。やむを得ず内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、その変更について承認を得ること。
- (2) 政治、宗教、又は営利を目的とするような行為をしてはならない。
- (3) 行事の終了した日から、14日以内に共催（後援）行事实績報告書（様式第8号）に
関係する書類を添付し、提出すること。
- (4) 上記（1）から（3）までの事項に違反した場合、又は共催（後援）することが不適
当と認められた場合には、共催（後援）名義の使用を取り消すことがある。

（お問い合わせ先）

〒260-0045

千葉市中央区弁天1-25-1

千葉市消費生活センター

電話

様

共催（後援）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった共催（後援）申請については、下記の理由により、不承認と決定しましたので、通知します。

年 月 日

千葉市長

記

不承認理由

（お問い合わせ先）
〒260-0045
千葉市中央区弁天1-25-1
千葉市消費生活センター
電話

様式第4号

共催（後援）変更承認申請書

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 千市消第 号で承認を受けた共催（後援）について、
下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 変更する内容
（変更前）

（変更後）

2 変更理由

様

共催（後援）変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった共催（後援）変更申請については、下記のとおり承認と決定しましたので、通知します。

年 月 日

千葉市長

記

- 1 承認行事名
- 2 承認条件

（お問い合わせ先）
〒260-0045
千葉市中央区弁天1-25-1
千葉市消費生活センター
電話

様

共催（後援）変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった共催（後援）変更申請については、下記の理由により、不承認と決定しましたので、通知します。

年 月 日

千葉市長

記

不承認理由

（お問い合わせ先）
〒260-0045
千葉市中央区弁天1-25-1
千葉市消費生活センター
電話

様

共催（後援）承認取消通知書

年 月 日付け 千市消第 号で承認した共催（後援）については、下記の理由により、取り消したので、通知します。

年 月 日

千葉市長

記

取り消し理由

（お問い合わせ先）
〒260-0045
千葉市中央区弁天1-25-1
千葉市消費生活センター
電話

様式第8号

共催（後援）行事実績報告書

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

住 所

団 体 名

代表者名

千葉市共催（後援）の行事を下記のとおり終了しましたので、報告します。

記

1 行事の名称

2 日 時

3 場 所

4 概 要

※当日配付した資料、参加人数及び行事の収支に関する資料を添付してください。